	手動式以外のもの	703kg以上　828kg未満	構造Ａ	12.9km／Ｌ以上
			構造Ｂ	12.1km／Ｌ以上
		828kg以上		11.7km／Ｌ以上
車両総重量が1.7ｔ以下のもの	手動式	1,016kg未満		13.9km／Ｌ以上
		1,016kg以上		12.3km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km／Ｌ以上
		1,016kg以上		10.8km／Ｌ以上
車両総重量が1.7ｔ超2.5ｔ以下のもの	手動式	1,266kg未満	構造Ａ	11.3km／Ｌ以上
			構造Ｂ	9.6km／Ｌ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km／Ｌ以上
		1,516kg以上		7.3km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造Ａ	9.8km／Ｌ以上
			構造Ｂ	8.8km／Ｌ以上
		1,266kg以上		8.1km／Ｌ以上

⑵　目標の立て方

①一般公用車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）とする。

②一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）においても目標を立てるものとする。

ア．電気自動車

イ．天然ガス自動車

ウ．メタノール自動車

エ．ハイブリッド自動車

オ．プラグインハイブリッド自動車

カ．燃料電池自動車

キ．水素自動車

ク．ガソリン乗用自動車にあっては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表１に示された区分ごとの燃費基準値を、ＬＰガス乗用自動車にあっては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、又はディーゼル乗用自動車にあっては表３に示された区分の排出ガス基準に適合し、表４に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

11－２　ＩＴＳ対応車載器

⑴　品目及び判断の基準等

ＥＴＣ対応車載器	【判断の基準】 ○ノンストップ自動料金支払いシステム（ＥＴＣ）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 ○走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ①走行中の自動車の現在位置・進行方向 ②周辺の道路交通状況に関する現在情報

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度における調達総数（個数）とする。

11－３　タイヤ

⑴　品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ①転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

２　「転がり抵抗係数」の試験方法は、ＪＩＳ　Ｄ4234による。

３　判断の基準①については、ＥＵ規則「Wet Grip グレーディング試験法（案）」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

４　判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成２年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

⑵　目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

11－４　エンジン油

⑴　品目及び判断の基準等

２サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC_{50}値が100mg／１以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。